

愛媛県言語聴覚士会会則施行規則

第1章 総則

<目的>

第1条

この施行規則は、本会事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

第2章 会員

<入会>

第2条

1. 会則第5条（1）に規定する正会員及び準会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第1号様式の通りとする。
2. 会則第5条（2）に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第2号様式の通りとする。

<正会員・準会員の会費>

第3条

1. 会則第7条に定める会費は正会員及び準会員にあたっては年額 5,000 円、入会金 2,000 円とする。
2. 会費の納入は原則として当該年度の6月末日までとする。
3. 正会員及び準会員の会費の変更は総会の決議によらなければならない。

<賛助会員の会費>

第4条

会則第7条に定める会費は賛助会員にあたっては一口 10,000 円とする。

<会員名簿>

第5条

会員は氏名、勤務先、住所などに変更があったときには遅滞なく会長に届け出なくてはならない。

<退会>

第6条

1. 会則第8条に規定する休会届の書式は別記第3号、退会届の書式は別記第4号様式の通りとする。
2. 2年以上会費を滞納した場合には退会とする事ができる。但し、退会するまでの未納会費を清算しなければならない。

第3章 会務運営

<各局部の設備>

第7条

本会に会則第10条2項に規定する局部を置く。

<分掌事項>

第8条

各局部の分掌事項は概ね次の通りとする。

事務局

- 1) 総会のご案内作成
- 2) 会則の作成
- 3) 会員名簿の作成
- 4) 各種文書の作成及び送付
- 5) 内外公文書作成及び処理
- 6) 刊行物の発送及び保管
- 7) 会員の入退会の処理

学術及び教育部

- 1) 聴覚言語障害の学問発展のための企画、運営に関する事
- 2) 会員の学術、技能の向上
- 3) 学術資料の作成と蒐集に関する事
- 4) 研修会、学会に関する事
- 5) その他の学術に関する事

財務部

- 1) 資産の維持、管理に関する事
- 2) 予算編成に関する事
- 3) 会費、その他の収入活動に関する事
- 4) 支出、決算に関する事
- 5) その他の財務に関する事

広報及び渉外部

- 1) 広報活動に関する事
- 2) 関係機関との折衝に関する事
- 3) 関係団体、関係者との連絡調整に関する事
- 4) その他渉外に関する事

福利厚生部

- 1) 会員間の親睦に関する事
- 2) 会員間の情報交換に関する事